答弁第三四二号

内閣衆質一七一第三四二号

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員石井郁子君提出国連女性差別撤廃委員会への第六回政府報告に関する質問に対し、 別紙答弁書

を送付する。

衆議院議員石井郁子君提出国連女性差別撤廃委員会への第六回政府報告に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

件、 九件、 賀県二件、長崎県一件、熊本県八件、大分県三件、 山梨県八件、 千葉県十二件、 宮城県八件、 以下「法」という。)においては労働基準法 府県労働局雇用均等室に寄せられた相談の都道府県別の件数は、 るような申告制度は設けていないが、 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 広島県十八件、 大阪府五十三件、兵庫県九件、 長野県二件、 秋田県一件、 東京都百六件、 山口県零件、 岐阜県八件、 山形県零件、 神奈川県三十九件、 徳島県一件、 奈良県四件、 間接差別について規定している法第七条に関し平成十九年度に都道 静岡県九件、 福島県一件、 (昭和二十二年法律第四十九号)第百四条第一項に規定され 香川県零件、 宮崎県零件、 和歌山県二件、 新潟県七件、 愛知県二十五件、三重県十件、 茨城県三件、 愛媛県二件、 鹿児島県九件及び沖縄県十七件である。 北海道八件、 富山県零件、 栃木県五件、 鳥取県零件、 高知県十六件、 (昭和四十七年法律第百十三号。 青森県六件、 石川県零件、 島根県十六件、 群馬県五件、 滋賀県七件、 福岡県六件、 岩手県二件、 福井県二件、 埼玉県七件、 岡 京都府 山県五 佐

_.

全ての相談内容についてお答えすることは困難であるが、

雇

また、

相談内容は多岐にわたることから、

用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則 (昭和六十一年労働省令第二

号。 「規則」という。)第二条第一号に関するものが百十五件、 同条第二号に関するものが百六十一

件、 同条第三号に関するものが百十四件、 その他が七十二件であり、 それらのうち事業主からの相談が二

百八十五件、労働者からの相談が二十二件である。

百万一五件一労働者などの林語太二一二件である

平成二十年度における相談件数及び相談内容については、現在、 集計中である。

平成十九年度における法違反に対する是正指導については、 群馬県、 福井県、 香川県がそれぞれ一件、

長野県が二件、 その他の都道府県については零件であり、 いずれについても法違反は是正されている。

また、 是正指導の内容は、 規則第二条第一号に関するものが一件、 同条第二号に関するものが四 [件であ

る。

平成二十年度における法違反に対する是正指導の結果及び是正内容については、 現在、 集計中である。

の (二) について

お尋ねについては、把握していない。

の(三)について

る短時 に寄せられた相談件数等については、 四条第一 短時 間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第八条に関し平成二十年度に都道府県労働局雇 間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 項に規定されるような申告制度は設けていない。 現在集計中である。 (平成五年法律第七十六号) においては労働基準法第百 また、 差別的取扱い の禁止について規定 用均等室 してい

一の(四)について

十人、 度は二百四十人、 お尋ね 平成二十年度は二百三十六人、平成二十一年度は二百三十五人である。 平成十三年度は二百四十人、 のこれらを行政指導する都道府県労働局雇用均等室の人員数については、 平成十七年度は二百四十人、 平成十四年度は二百四十人、 平成十八年度は二百三十八人、 平成十五年度は二百四十人、 平成十九年度は二百三十六 平成十二年度は二百四 平成十六年

都道府県労働局 労働官署のうち都道府県女性少年室の事務に要する費用として計上された額、平成十三年度から平成十九 また、 お尋ねのこれらを行政指導する都道府県雇用均等室の予算については、 項 男女均等雇用対策費(平成十二年度においては労働省所管 厚生労働省所管 (組織) 労働官署 (組織) 項

年度までにおいては厚生労働省所管

(組織)

都道府県労働局

項

都道府県労働局のうち都道府県労働局

八十万円、 平成十三年度は約二億三千百十八万円、 平成十四年度は約一億七千九百六十二万円、 平成十五

百 四十五万円、 平成十八年度は約一億五千二百六万円、平成十九年度は約一億四千八十六万円、平成二十

平成十六年度は約一億六千九百七十二万円、

平成十七年度は約一億六千八

年度は約一億七千五十六万円、

年度は約一億三千七百九十四万円、平成二十一年度は約一億二千七百九十四万円である。

一について

第四回及び第五回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終コメントにおいて、「委員会は、 別撤廃委員会」という。)に対し我が国が提出した第六回報告のうち御指摘の部分の作成に当たっては、 約」という。)第十七条1に基づいて設置された女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「女子差 して存在する差別的な法規定を廃止し、法や行政上の措置を条約に沿ったものとすることを要請する。」 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (昭和六十年条約第七号。 以下「女子差別撤廃条 民法に依然と

とのコメントがなされたことに留意したものである。

三について

政治的権 0 通 個 報事 人通報制度関係省庁研究会には、 例を可能な限り収集し、 利に関する国際規 な期間についてお答えすることは困難である。 約 (昭和) 委員会や関係国の対応等について研究している。 五十四年条約第七号) 外務省、 法務省、 内閣府等の関係省庁が参加しており、 に基づき設置された委員会等に対する個 この研究を含め検討に 市民的及び 人から

四について

要する具体的

月には、 開催 廃委員会委員が女子差別撤廃委員会による一般勧告第二十五号について報告を行ったほか、 条約の内容等について講演を行い、 内閣 府男女共同参画局は、 女子差別撤廃条約等に関する情報も掲載した 平成十五年十一月にはアイシェ・フェリデ・アジャル女子差別撤廃委員会委員長が女子差別撤 平成十三年度から平成十七年度まで「男女共同参画グローバル政策対話」 平成十六年十二月にはハンナ・ベアテ・ショップシリング女子差別撤 「男女共同参画ハンドブック」を作成し、 平成二十年三 女性団体、 を 廃

あり、 平成二十一年七月には、 当該検討に関する情報についても内閣府及び外務省ホームページへの掲載等により周知及び広報を 女子差別撤廃委員会による我が国の第六回報告に対する検討が行われる予定で

地方公共団体等へ配布するなど、条約・勧告等の周知及び広報を行っている。

行っていく予定である。

女子差別撤廃条約の周知及び広報に係る人員規模及び予算額を他の事項の周知及び広報に係るものと区

分して明らかにすることは困難である。